

消費税法基本通達新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>(共同相続の場合の納税義務)</p> <p>1-5-5 法第10条第1項又は第2項(相続があった場合の納税義務の免除の特例)の規定を適用する場合において、2以上の相続人があるときには、相続財産の分割が実行されるまでの間は被相続人の事業を承継する相続人は確定しないことから、各相続人が共同して被相続人の事業を承継したものと取り扱う。この場合において、各相続人のその課税期間に係る基準期間における課税売上高は、当該被相続人の基準期間における課税売上高に各相続人の民法第900条各号(法定相続分)(同法第901条(代襲相続人の相続分)から第903条(特別受益者の相続分)までの規定の適用を受ける場合には、これらの各条)に規定する相続分に応じた割合を乗じた金額とする。</p>	<p>(共同相続の場合の納税義務)</p> <p>1-5-5 法第10条第1項又は第2項(相続があった場合の納税義務の免除の特例)の規定を適用する場合において、2以上の相続人があるときには、相続財産の分割が実行されるまでの間は被相続人の事業を承継する相続人は確定しないことから、各相続人が共同して被相続人の事業を承継したものと取り扱う。この場合において、各相続人のその課税期間に係る基準期間における課税売上高は、当該被相続人の基準期間における課税売上高に各相続人の民法第900条各号(法定相続分)(同法第901条(代襲相続分)から第903条(特別受益者の相続分)までの規定の適用を受ける場合には、これらの各条)に規定する相続分に応じた割合を乗じた金額とする。</p>
<p>(非課税となる行政手数料等の範囲等)</p> <p>6-5-1 国、地方公共団体、法別表第三に掲げる法人その他法令に基づき国若しくは地方公共団体の委託又は指定を受けた者が徴収する手数料等で法別表第一第5号イ及びロ(国、地方公共団体等が行う役務の提供)の規定により非課税となるのは、次のものであるから留意する。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) <u>独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律</u>(以下6-5-1において「<u>独法等情報公開法</u>」という。)第2条第1項(定義)に規定する独立行政法人等又は独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(以下6-5-1において「<u>独法等個人情報保護法</u>」という。)第2条第1項(定義)に規定する独立行政法人等のうち法別表第三に掲げる法人以外の法人が<u>独法等情報公開法</u>第17条第1項(手数料)又は<u>独法等個人情報保護法</u>第26条第1項(手数料)に基づき徴収する手数料</p>	<p>(非課税となる行政手数料等の範囲等)</p> <p>6-5-1 国、地方公共団体、法別表第三に掲げる法人その他法令に基づき国若しくは地方公共団体の委託又は指定を受けた者が徴収する手数料等で法別表第一第5号イ及びロ(国、地方公共団体等が行う役務の提供)の規定により非課税となるのは、次のものであるから留意する。</p> <p>(1)～(3) 同左</p> <p>(4) <u>独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律</u>第2条第1項(定義)に規定する「独立行政法人等」をいう。以下6-5-1において同じ。)が、同法第17条第1項(手数料)に基づき徴収する手数料</p>

改 正 後	改 正 前
<p>料</p> <p><u>(注) 法別表第三に掲げる法人が独法等情報公開法第17条第1項(手数料)又は独法等個人情報保護法第26条第1項(手数料)に基づき徴収する手数料は(1)ニ又はチに該当する。</u></p> <p><u>(保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等)</u></p> <p>6-7-7の2 <u>令第14条の3第1号(社会福祉事業等として行われる資産の譲渡等に類するものの範囲)に規定する「児童福祉法第7条に規定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等として厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するもの」に該当する資産の譲渡等とは、児童福祉法第59条の2第1項(認可外保育施設の届出)の規定による届出を行っている施設が、平成17年厚生労働省告示第128号「消費税法施行令第14条の3第1号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等」の第1から第9までに掲げる事項の全てを満たし、都道府県知事等から当該事項を満たしている旨の証明書の交付を受けている場合に、当該施設において乳児又は幼児を保育する業務として行われる資産の譲渡等をいうのであり、同法に規定する保育所において行われる乳児又は幼児を保育する業務と同様の業務として行われる資産の譲渡等に限られることに留意する。</u></p> <p><u>(注) 1 都道府県知事等とは、都道府県知事又は地方自治法第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長をいう。</u></p>	<p><u>(注) 法別表第三に掲げる独立行政法人等が徴収する手数料については、法別表第一第5号イ(3)又は令第12条第2項第1号ハの規定により非課税となり、これ以外の独立行政法人等が徴収する手数料については、同項第4号(非課税となる国、地方公共団体等の役務の提供)の規定により非課税となるのであるから留意する。</u></p> <p>(新 規)</p>

改正後	改正前
<p><u>2 当該施設が都道府県知事等から当該証明書を返還することを求められた日以後の乳児又は幼児を保育する業務として行われる資産の譲渡等は、非課税とされる資産の譲渡等に該当しない。</u></p>	